【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出日】 平成30年10月29日

【会社名】 株式会社大和証券グループ本社

【英訳名】 Daiwa Securities Group Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 中田 誠司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 資金部長 石川 介一

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 平成30年7月13日

【発行登録書の効力発生日】 平成30年7月23日

【発行登録書の有効期限】 平成32年7月22日

【発行登録番号】 30 - 関東 1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 500,000百万円

【発行可能額】 500,000百万円

(500,000百万円)

(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の 合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計

額)に基づき算出しております。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止

期間は、平成30年10月29日(提出日)であります。

【提出理由】 平成30年7月13日に提出した発行登録書の記載事項

中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載に ついて訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに 関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登

録書を提出いたします。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】 第1【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前) 未定

(訂正後) 本発行登録の発行予定額のうち、金(未定)円を社債総額とする株式会社大和証券グループ本社第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)を、下記の概要にて募集する予定であります。

各社債の金額 : 1億円

発行価格: 各社債の金額100円につき金100円

償還期限(予定):平成35年11月(5年債)(注)

払込期日(予定): 平成30年11月(注)

(注) それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前) 未定

(訂正後) 社債の引受

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

(注)本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社となる予定の大和証券株式会社は、当社の子法人等に該当する。大和証券株式会社は、当社が同社株式の100%を保有する連結子会社である。本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定である。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前) 未定

(訂正後) 本社債の払込金額の総額(未定)百万円(発行諸費用の概算額は未定)

(2)【手取金の使途】

- (訂正前) 社債償還資金、運転資金及び連結子会社を含む投融資資金に充当する予定であります。なお、連結子会社は その資金を社債償還資金、投融資資金、トレーディング資産の取得資金に充当する予定であります。
- (訂正後) 社債償還資金、運転資金及び連結子会社を含む投融資資金に充当する予定であります。なお、連結子会社は その資金を社債償還資金、投融資資金、トレーディング資産の取得資金に充当する予定であります。 本社債の発行による手取金については、全額を当社又は連結子会社を通じた再生可能エネルギー発電プロ ジェクト及びグリーンビルディングへの投融資資金に充当する予定であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社大和証券グループ本社第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、本社債について、グリーンボンド発行のために、「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2018」 (注1)及び「グリーンボンドガイドライン2017年版」(注2)に則したグリーンボンドフレームワークを策定しました。当該フレームワークは、透明性があり、有意義なインパクトを生み出し、グリーンボンド原則において環境改善効果を生み出すと認められている再生可能エネルギー及びグリーンビルディングに合致しているとのセカンドパーティ・オピニオンを、第三者評価機関であるサステイナリティクスより取得しております。

- (注1) グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- (注2)グリーンボンドガイドライン2017年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が平成29年3月に策定・公表したガイドラインです。